

富山県五福公園
指定管理者募集要項

富山県土木部都市計画課

富山県五福公園指定管理者募集要項

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

(1) 名称

富山県五福公園

(2) 所在地

富山市五福五区 1942

(3) 設置目的・管理方針等

富山県五福公園は、昭和 33 年に初めて富山県で開催された国体にあわせて整備された運動公園である。

園内には、陸上競技場、野球場、野球広場、スポーツ広場などのスポーツ施設のほか、プロムナードや中央広場がある。

公園の管理にあたっては、来園者の安全性の確保はもとより、県民の多様なニーズに対応したサービスの提供等、より一層快適に利用していただけるよう努めるものとする。

(4) 施設の概要

①公園敷地面積 都市計画決定面積 15.6ha

開設面積 15.6ha

②主要公園施設 陸上競技場（第2種公認）、県営富山野球場、
野球広場（2面）、スポーツ広場

※ 詳細は別紙「施設一覧表」を参照

(5) 設備・備品の内容

別紙「施設一覧表」及び「備品一覧表」に明記

(6) 利用状況等

年 度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用者数（人）	130,796	161,991	174,478
利用料金収入（千円）	3,658	4,840	5,078

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

富山県五福公園の管理を効果的かつ効率的に実施するため、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「手續条例」という。）」に基づいて、指定管理候補者の選定のための公募を行います。

2 条件等

（１）申請資格（指定管理者に求める要件）

- ・ 申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることとします。
 - ① 法人等の団体であること（法人格の有無は問いませんが、個人による申請はできません。）。
 - ② 申請する法人等及びその役員（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者。以下同じ。）が次に掲げるアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続中の者
 - イ 県税を滞納している者
 - ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - エ 本県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があつた後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - オ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者
 - ③ 申請する法人等の役員に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者がいないこと。
 - ④ 手續条例第 6 条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。
 - ⑤ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該当しないこと。
 - ⑥ 県内に主たる事務所（本社・本店）を置き、又は置こうとする者（※）であること。

（※）この場合、令和 8 年 3 月 1 日までに事務所が設置されている必要があります。

ここでいう事務所とは、地方税法上の事務所又は事業所（＝自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であつて、そこで継続して事業が行われる場所。なお、人的設備とは、事業に対し労務を提供することにより事業活動に従事する自然人をいう。）であり、富山県税条例第 62 条第 1 項の規定により県税事務所に対して「法人設立等申告書」が提出されているものであることとします。（新たに事務所を設ける場合は、事務所設立後に同条に基づいて提出すること。）

なお、新たに法人を設立する場合については、当該公の施設に関し、「指定管理者の指定に関する件」として議案を県議会に提出するまでの間で、県が指定する期日までに法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要があります。

- ・ 上記の要件については、申請の時点から、指定管理者として指定された場合は、その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。
- ・ また、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。
- ・ 共同体で申請する場合は、上記要件のうち、①～⑤については、共同体の全ての構成員が満たす必要があります。⑥事務所所在地の要件については、共同体を代表する法人等が要件を満たす必要があります。

（２）指定管理者が行う業務の範囲及び内容

- ・ 指定管理者が行う業務の範囲及び内容は次のとおりです。
 - ① 富山県五福公園の維持管理に関する業務
 - ② 富山県立都市公園条例（以下「公園条例」という。）第２条に規定する行為の許可に関する業務
 - ③ 都市公園法第６条に規定する占用の許可に関する業務（同法第７条第１項第６号の仮設工作物に対する定型的な許可に限る。）
 - ④ 有料公園施設の利用の承認に関する業務
 - ⑤ 上記②及び③の許可（以下「指定管理者が行う許可」という。）に係る利用料金及び有料公園施設の利用料金の徴収に関する業務
 - ⑥ その他別添「富山県五福公園指定管理者業務仕様書」に記載する業務
- ・ 指定管理者の業務については、この募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき、県と指定管理者とが協議のうえ決定し、協定を締結することとします。
- ・ 富山県五福公園の敷地内には、公園管理者（県知事）以外の者が設置する公園施設（アオイスportsハウス、屋内相撲練習場など）が設置されていますが、当該施設については、施設管理者が管理するため、指定管理者が行う業務の範囲から除かれます。
- ・ 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、植栽、警備、清掃、機械設備メンテナンス等、個々の業務を部分的に再委託することは妨げません。ただし、あらかじめ書面により県の承認を得ることが必要となります。
- ・ 法令等の規制及び県の指針等については、説明会において必要な資料を配付し、説明します。

（３）関係施設との連携

- ・ 富山県五福公園では、令和７年度より Park-PFI（民間事業者が公園利用者の利便の向上に資する公園施設（収益施設）を設置し、これらの施設から生じる収益の一部を公園施設の整備や改修等に還元することで都市公園の質そのものの向上を図る公募設置管理制度）による事業を行っています。Park-PFI 事業者との連携により、どのような県民サービス向上を図っていくかについての提案を求めます。

(Park-PFI 事業概要)

事業者	大和リース株式会社
公募対象公園施設	飲食店（カフェ）
特定公園施設	駐車場、照明灯等（別添図面参照）
事業期間	令和 6 年から令和 26 年まで

※Park-PFI 事業者の管理区域は指定管理対象外。（別添図面参照）

（４）管理の基準

① 休園日及び開園時間

有料公園施設以外は、常時開放とします。

② 有料公園施設の供用日及び供用時間

- 公園条例別表第 2 のとおりです。

ただし、知事の承認を得て、これらを変更し、又は臨時に利用に供しない日を定めることができます。

有料公園施設名	供用日	供用時間
五福陸上競技場	1 月 4 日から 12 月 28 日までの日（火曜日及び休日の翌日を除く。）	午前 9 時から午後 5 時まで
県営富山野球場		午前 9 時から午後 5 時まで （4 月 1 日から 9 月 30 日までの日 にあつては、午前 5 時から午前 8 時まで及び午前 9 時から午後 5 時 まで）
五福スポーツ広場		
五福野球場		

③ 管理の基準に関する提案について

- 上記②で定める管理の基準を上回る基準（供用時間の延長等）で公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出していただく資料（事業計画書等）は提案いただいた管理の基準で管理することを前提に作成してください。
- ただし、この場合においても当該公の施設の管理にかかる経費（以下「指定管理料」という。）は（６）で定める指定管理料の上限の範囲内とします。
- また、上記②で定める管理の基準で管理した場合の経費を併せて提出してください。

④ 法令等の遵守

- 施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
- 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。
- 指定管理者は、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号）に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要があります。
- 指定管理者は、富山県行政手続条例（平成 7 年富山県条例第 1 号）については、行政庁と同等の規定の適用を受けることとなります。
- 手続条例第 12 条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと又は不当な目的に使用することはできません。

⑤ 帳簿書類の保存

- ・ 指定管理者が作成した施設の管理にかかる帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存するものとします。

(5) 指定期間

3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）

(6) 県が支出する指定管理料の上限

① 指定管理料の上限

区 分	R8年度～R10年度の合計額
指定管理料の上限額	163,512 千円

- ・ 申請にあたっては、上記の上限額の範囲内で年度ごとに指定管理料を提案してください。
- ・ 指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではありません。
- ・ 県は、指定管理者を指定する際に、提案のあった指定管理料の額に基づき当該指定管理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、年度ごとの指定管理料の額を定めます。
- ・ 上記指定管理料の上限額には、公の施設に係る修繕費、備品購入費は含みません（修繕費、備品購入費の取扱いについては「④修繕について」及び「⑤備品購入について」参照）。
- ・ 上記の指定管理料の上限額は、管理に要する経費の総額から、利用料金収入見込額を控除（相殺）した額となっています。

区 分	R8年度～R10年度の合計額
指定管理料の上限額（b-a）	163,512 千円
利用料金収入見込額（a）	14,616 千円
管理に要する経費（b）	178,128 千円

（参考）過去3年間の管理経費

（単位：千円）

年 度	R4年度	R5年度	R6年度
管理経費	52,870	55,917	58,545
《内訳》			
植物管理	11,820	12,741	13,463
施設・設備管理	4,277	5,470	4,335
清掃管理	1,754	1,666	1,666
光熱水費	7,614	7,636	7,894
人件費	22,285	22,097	25,109
その他物件費	5,120	6,307	6,078

② 指定管理料の支払方法等

- ・ 年間の指定管理料は、次のとおり4回に分けて支払います。

- 最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に行います。
- 指定管理料は、精算する必要はありません。

	4 月	10 月	1 月	4 ～ 5 月
支出額	年度の委託額 50%	20%	20%	10%

③ 留意事項

- 指定期間における指定管理料は、原則として、増額しません。ただし、災害や施設運営に重大な影響を与えるような物価変動など、不測の事態が生じた場合は、県と指定管理者が協議して対応を決定します。
- 指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます。

④ 修繕について

- 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち 1 件 100 万円未満の修繕については、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。

(修繕費の上限額)

年 度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
上限額	4, 123 千円	4, 123 千円	4, 123 千円

- 修繕に係る費用については、半年ごとに指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。

なお、修繕費と指定管理料の費用区分をまたいで支出することはできません。

- 1 件 100 万円以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担します。

(参考) 過去 3 年間の修繕の件数 (1 件 100 万円未満)

年 度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
件 数	30 件	23 件	20 件
支出額	3, 963 千円	3, 964 千円	3, 964 千円
主な修繕内容	施設門扉修繕、電気設備取替、駐車場区画線修繕、樹木剪定等		

⑤ 備品購入について

- 公の施設の備品（富山県会計規則第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品をいう。）については、必要性等を勘案し、原則として県において購入します。なお、備品は県に帰属するものとしします。
- 指定管理者が公の施設の管理にあたって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。
- 指定管理者は、県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、県に報告するものとしします。

(7) 利用料金制について

- ・ 富山県五福公園については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく利用料金制を採用します。
- ・ 富山県五福公園の指定管理者が行う許可に係る利用料金及び有料公園施設の利用料金の額について提案してください。
- ・ 利用料金は、公園条例第 10 条の 2 の規定により、公園条例の別表第 4 で定める金額の範囲内において指定管理者が知事の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。
- ・ 令和 8 年度から令和 10 年度までの年間利用料金収入見込額は 4,872 千円／年とします。

(8) 自主事業の実施について

- ・ 指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、来園者の利便に供するため、自らの経費で自主的に事業を実施することができます。ただし、実施できる事業は、県に事業計画書を提出し、承認を得たものに限ります。また、事業の収支状況について、毎年度、報告いただく必要があります。

(例：各種遊具の貸出し、自動販売機の設置、自ら行うイベントの実施 等)

- ・ 自主事業を実施する場合には、その内容を提案してください。
- ・ 自主事業として、指定管理者が公園施設（売店等）を設置しようとする場合は、あらかじめ県に都市公園法に基づく設置許可の申請が必要となります。

なお、収益施設（例：売店、自動販売機）を設置する場合は、公園条例に規定する使用料を県に支払っていただくとともに、管理に伴う光熱水費を負担していただきます。

- ・ 自主事業としてイベント等を開催する際、仮設工作物等で公園を占用しようとする場合は、あらかじめ都市公園法に基づく占用許可が必要となります。（定型的な占用許可については、県の占用許可は必要ありません。）

なお、県の占用許可を受ける場合は、公園条例に規定する使用料を県に支払っていただきます。

- ・ 自主事業を実施する場合には、次の点を満たす必要があります。
 - ア 自主事業の内容が公の施設の設置目的に反しないものであること。
 - イ 事業の実施に当たって、他の来園者の利用の支障とならないこと。
 - ウ 収支計画上、県が支出する指定管理料を自主事業に要する経費に充当できないこと。
 - エ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること。
 - オ 自主事業を行う場合においても、施設の利用料金は利用料金収入として計上し、それ以外の収入は自主事業収入として指定管理者の収入とすること。

(9) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担

- ・ リスク（役割）分担については、下記のとおりとし、協定により定めることとします。

項 目	指定管理者	県
施設の包括的管理責任		○
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	

指定管理者が行う許可	○	
指定管理者が行う許可に係る利用料金の徴収	○	
有料公園施設の利用の承認	○	
有料公園施設に係る利用料金の徴収	○	
施設の小規模な修繕（1件 100 万円未満）	○	
施設の大規模な修繕（1件 100 万円以上）（※ 1）		○
備品の購入		○
施設に係る各種保険への加入（※ 2）	△	△
物価変動に伴う経費の増加（※ 3）	○	
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※ 4）	△	△
利用者の減少に伴う収入の減少（前記項目に該当する場合を除く）	○	
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償（※ 5）		○
災害時対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）	○	○ (指示等)

○…全部又はほぼ全部 △…一部

（※ 1） 1 件 100 万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど（災害時の復旧等）については、指定管理者及び県で協議のうえ、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担します。

（※ 2） 施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示します。

（※ 3） 施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

（※ 4） 天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものが発生した場合には、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

（※ 5） 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。

（10） 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

- ・ 管理の業務に基づいて得られた成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、県に帰属することとします。
- ・ 管理の業務の実施に関連して発明をしたことにより取得した特許を受ける権利については県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えることとします。

なお、この場合、指定管理者において、あらかじめ、被用者の職務発明に関する規程等を備えておく必要があります。

(11) 定期報告書（月報）の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

- ア 施設の利用状況（指定管理者が行う許可については内容・利用料金収入額、有料公園施設については利用者数、利用料金収入額及び稼働率、実施事業の内容・実績）
- イ 施設設備等の管理状況（必要に応じて写真を添付）
- ウ 利用者等からの苦情・要望及びその対応状況
- エ 施設の安全管理のために実施した取組み
- オ その他、定期報告書の添付資料として必要な資料（アンケート結果等）

② 提出期限 翌月 10 日まで

③ 提出方法等 富山県土木部都市計画課へ電子メールで提出

※ この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組みに努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

(12) 事業報告書（事業年度報告書）の提出

指定管理者は、手続条例第 9 条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

- ア 施設の管理業務の実施状況（必要に応じて直近の写真を添付）
 - ・施設管理業務（再委託の実施状況、修繕実施状況、燃料等の使用実績等）
 - ・企画事業（仕様書に定めた業務で施設管理以外の業務）
 - ・自主事業（指定管理料の収支とは別に、自主的な収入と支出で行うもの）
 - ・安全対策の実施状況（施設の安全管理上、特に実施した取組み等）
 - ・利用者からの要望や苦情とその対応状況
 - ・その他、管理の業務の実施状況（利用促進、地域との連携、指定管理者の職員研修など管理の業務に関して実施した事項等）
- イ 施設の利用状況
 - ・利用人数（月別利用状況、有料公園施設別利用状況、指定管理者が行う許可についての内容、利用者数の増減理由）
 - ・利用料金（月別収入状況、収入の増減理由）
- ウ 施設の管理業務に係る収支状況
- エ 県民サービスの向上の実施状況
- オ 事業評価の実施状況（「(13) 事業評価」参照）
- カ 当該年度の施設管理の総括
- キ 事業報告書の添付資料として必要な資料（再委託契約書の写し、職員配置図等）

※再委託契約書（写し）…再委託の申請承認時に提出している場合は添付不要です。

② 提出期限

毎年度終了後及び指定管理期間満了後、1 箇月以内

③ 提出方法等

富山県土木部都市計画課へ電子メールで提出

(13) 事業評価

- ・ 指定管理者による公の施設の管理により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、来園者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施していただきます。
- ・ 指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。
- ・ 事業評価の実施結果については、事業報告書に記載していただきます。
- ・ 事業評価に当たっては、実施方法及び評価項目・評価指標をあらかじめ県と協議のうえ実施していただきます。

(14) 県からの派遣職員について

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律上、県から職員を派遣することが可能である団体が、職員派遣を希望する場合であって、県として職員の派遣が必要であると認められる場合は県から職員を派遣します（県からの職員派遣を希望せず、独自に人材を確保されてもかまいません。）。

(15) 県による調査・指示等

県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づいて、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(16) 県による指定管理者に対する評価

- ・ 県は、指定管理者からの定期報告や利用者アンケート、実地調査等によるモニタリング・評価を行い、毎年度終了後、県のホームページに掲載します。

《評価項目》・・・評価項目は、年度により変更となる場合があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 利用者数・収入の増減に対する評価② サービス向上に向けた取組み③ 利用促進（収入増）に向けた取組み④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み⑤ 個人情報保護の取組み⑥ 関係団体との連携⑦ 施設・設備の維持管理⑧ 危機管理・安全管理などの取組み⑨ その他必要と認められる事項 等 |
|---|

(17) 監査委員及び包括外部監査人による監査

- ・ 地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づいて、県又は監査委員が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。
- ・ 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条第 5 号の規定に基づいて、包括外部監査人が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

- ・ 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、監査委員が必要であると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に基づく監査により指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

(18) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

上記(15)の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することができなかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、県は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(19) 県共同予約システムについて

- ・ 県内文化施設やスポーツ施設などの公共施設において、富山県共同利用型施設予約システムを導入しています。都市公園有料公園施設において指定管理期間中に、県共同予約システムに参加する可能性がありますので、あらかじめ承知のうえ応募してください。

3 応募・選定手続き

(1) 募集要項の配布

① 募集要項の配布期間

令和7年8月1日（金）から8月15日（金）まで

② 配布場所

富山県土木部都市計画課 業務係

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL：076-444-8919 FAX：076-444-4421

<https://www.pref.toyama.jp/1506/kendodukuri/toshikeikaku/gyoumu-tochi/r7shitei.html>

(2) 申請方法

① 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。

ア 指定申請書（様式第1号）

イ 管理の業務に関する書類

（ア）事業計画書（様式第2号）

（イ）公園等における良好な管理の業務実績が分かる書類

（様式第3号の1、様式第3号の2）

（ウ）収支計画書（様式第4号の1、様式第4号の2、様式第4号の3）

ウ 申請者に関する書類

（ア）法人等の概要（様式第5号）

（イ）定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

（ウ）法人の登記事項証明書

- (エ) 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3箇月を経過する日前であって、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類）
- (オ) 上記（エ）の書類を作成していない場合は、法人等の事業及び財務の状況を明らかにした書類
- (カ) 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
- (キ) 法人にあっては当該法人の、法人格のない団体にあっては当該団体の代表者の納税証明書（富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式）
- (ク) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（役員名簿、組織・運営体制に関する書類、法人の諸規程類（就業規則、会計規程、給与規程、決裁規程等））
- (ケ) 応募資格がある旨の誓約書（様式第6号の1）

エ 共同体に関する書類

- (ア) 共同体の構成員及び代表法人等を明らかにした書類
- (イ) 共同体の協定書
- (ウ) 共同体の役割分担及び業務実施体制等を明らかにした書類
- (エ) 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類
- (オ) 共同体による申請にあたっての誓約書（様式第6号の2）
- (カ) 共同体の構成員の当該共同体を代表する法人等への委任状

共同体により申請する場合には、上記提出書類のうち、ウ（（ケ）を除く）にあっては構成員ごとに、ア、イ及びエにあっては共同体全体について作成してください。

② 提出部数

A4フラットファイル等に綴じたものを、正本1部、副本12部提出してください。ただし、副本については、上記①のア、イ、ウ（ア）（エ）（オ）（カ）、エ（ア）（ウ）のみの添付としてください。

各書類には、見やすいようインデックスを付けてください。

③ 申請先及び申請方法

次の申請書の提出先に持参いただくか、郵便書留又は電子メールにより申請してください。

電子メールの場合は、「ウ 法人の登記事項証明書」及び「キ 納税証明書」は原本を郵送又は持参してください。提出後、必ず到達確認のお電話をお願いします。

（申請書提出先）

富山県土木部都市計画課 業務係

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

電話：076-444-8919

電子メール：atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp

④ 申請書提出期間

- ・ 令和7年9月25日（木）から10月2日（木）まで
- ・ ご持参いただく場合は、8時30分から正午まで及び13時から17時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- ・ 郵便書留又は電子メールの場合は、令和7年10月2日（木）17時15分までに必着

⑤ 申請書類に係る著作権

ア 指定管理候補者選定までの著作権

申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は申請者に帰属します。ただし、県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

イ 指定管理候補者の選定後の著作権

指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、指定管理候補者に選定された時から県に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑥ 共同体による申請

- ・ 複数の法人等で構成する共同体も申請を行うことができます。
- ・ 共同体の構成員は富山県五福公園の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること又は単独で当該施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

⑦ その他留意事項

- ・ 同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。
- ・ 申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- ・ 申請に係る経費は、全て申請者の負担とします。
- ・ 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

（3）現地説明会の開催について

① 日時 令和7年8月20日（水）10時30分から11時30分まで

※10時20分までに公園管理事務所前にお集まりください。

② 参加申込み

令和7年8月13日（水）までに、現地説明会参加申込書（様式第7号）を電子メールで富山県土木部都市計画課に提出してください。

電子メールアドレス：atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp

③ 留意事項

- ・ 現地説明会に参加されなくても特に支障ありません。ただし、下記（４）の説明会には参加する必要があります。
- ・ 現地説明会への参加者は１法人等につき２名までとします。
- ・ 募集要項等の配布資料をご持参ください。
- ・ 現地説明会に参加せずに、上記時間に自由に見学されてもかまいません。
なお、施錠してある設備等を見学される場合は、現地の管理事務所の職員に申し出てください。

（４）説明会の開催について

① 日時 令和７年８月２１日（木）１０時から１１時３０分まで（予定）

② 場所 富山県防災危機管理センター６階 ６０９会議室

③ 参加申込み

令和７年８月１３日（水）までに、説明会参加申込書（様式第８号）を電子メールで富山県土木部都市計画課に提出してください。

電子メールアドレス：atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp

④ 留意事項

- ・ 説明会へ参加されない法人等については、申請を認めません（説明会では、法人等からの参加者であることを確認できるもの（会社の身分証明書等）の提示を求めることがあります。）。
- ・ 共同体により申請する場合には、構成員のいずれかの法人等が参加する必要があります。
- ・ 説明会への参加者は１法人等につき２名までとします。
- ・ 募集要項等の配布資料をご持参ください。
- ・ 説明は、富山県五福公園のほか、富山県岩瀬スポーツ公園、富山県常願寺川公園、富山県空港スポーツ緑地及び県庁前公園についても行います。

（５）質疑応答

① 質問・回答方法

- ・ 質問がある場合は、次の質問受付期間内に、質問票（様式第９号）を電子メールで富山県土木部都市計画課に提出してください。

電子メールアドレス：atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp

- ・ 回答期日に、（４）の説明会への参加者全てに対して、提出された質問及び質問への回答を電子メールで送信します。

② 質問受付期間 令和７年８月２５日（月）から８月２９日（金）１７時１５分まで

③ 質問への回答日 令和７年９月５日（金）

（６）審査方法及び審査基準

① 審査方法

- ・ 申請資格についての審査は、申請書の受領後、都市計画課において行います。

- ・ 指定管理者の選定に係る審査については、「県立都市公園指定管理候補者選定委員会」において行います。
- ・ 審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容（企画提案）についてのプレゼンテーションにより行います（パワーポイント等の使用も可。）。

なお、審査には1申請者につき5名まで出席できることとします。

＜パワーポイントを使用する場合の留意事項＞

- ※ プロジェクター（ウィンドウズ対応）、スクリーン及びHDMI 端子ケーブルは準備いたしますので、パソコン（HDMI 端子を有するもの）を持参してください。
- ・ 応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考（二次審査）を行う場合があります。
- ・ 選考（二次審査）の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定し、協議を進めることとします。

なお、協議の結果、最も得点が高かった者を指定管理候補者として選定することができなくなった場合は、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。

② 審査基準

- ・ 審査は次の審査基準により行うこととします。

審査基準	審査の視点	配点ウェイト (%)
1 県民の平等な利用の確保（手続条例第4条第1号）	【平等な利用の確保】 a 県民の平等な利用が確保される内容になっているか。	平等利用が確保されない場合は選定しません。
2 公の施設の効用の最大限の発揮（手続条例第4条第2号）	【施設の設置目的の理解】 a 管理の業務に関する基本方針が、施設の設置目的を踏まえた明確・適切なものか。	5 %
	【施設管理の確実性・信頼性】 b 維持管理及び運営管理業務の実施計画が適切で実施可能な内容となっているか。 c 公園施設や類似施設の良い管理実績を有しているか。 d 再委託をする選定方法が適切かつ業務の実効が確保されているか。 e メリハリを付けた管理方法の工夫など、業務の効率化やコスト削減などの提案があるか。	25 %
	【サービス向上】 f 利用者に質の高いサービスを提供できる内容となっているか。 g DXによるサービスの向上が工夫されているか。 h Park-PFI 事業者との連携によるサービス向上の工夫がなされているか。	10 %

	【利用促進】 i 利用促進についての手法が、利用者の増加が期待でき、施設の賑わいづくりに資する内容となっているか。(県が定めた利用料収入見込額(数値目標)に関わらず、より意欲的な計画を定めているか) j 地元市町村や関係団体との連携や広報計画など具体的な方策を有しているか。 k 自主事業についての提案が、利用者ニーズを捉えた施設の賑わいづくりを創出できる内容となっているか。 l 事業評価の方法が、利用者の評価・満足度を十分把握でき、それを業務に反映できる内容となっているか。 m 利用しやすい料金体系の工夫がなされているか。	30%
3 施設の効率的な管理(手続条例第4条第2号)	【施設に係る経費節減策】 a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか。 <算式> $(\text{申請者の得点}) = (\text{最低提示額}) / (\text{申請者の提示額}) \times (\text{配点})$ ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用品います。 ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入します。 <例>最低提示額 80 ÷ 申請者提示額 90 × 配点 15 $= 13.333 \Rightarrow 13.3$	実現可能性のない提示額の場合は選定しません 15%
4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成(手続条例第4条第3号)	【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行うだけの最低限の経営基盤を有しているか。※2 b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な事業計画及び損益見込み等となっているか。 【申請者の人的構成及び体制】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験など)となっているか。 d 職員の指導育成、研修体制は十分か。 e 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか。※3	5% 10%
合 計		100%

※1 主たる事務所が県外にある民間企業等の評価にあたっては、次の点を考慮して評価することとする。

- ・ 指定管理施設の所在する地域における日常的な活動を通じて、地域のニーズを十分に把握しているか。
- ・ 指定管理施設の所在する地域の経済団体や公益団体に参画している場合には、そのネットワークを活用した利用促進等が期待できるか。

※2 指定管理業務を安定確実に行う経営基盤が最低限あると認められれば、資本金の多寡、全国展開の有無等に関わらず同等の評価とすることとする。

※3 主たる事務所が県内にある民間企業等と県外にある民間企業等が競合する場合、指定管理施設内の体制のみではなく、例えば、緊急時において主たる事務所からの迅速な応援が期待できるかなども含めて評価することとする。

③ 審査結果

- ・ 審査結果については、二次審査（一次審査が行われた場合は、一次審査と二次審査それぞれ）が終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- ・ 二次審査結果の概要について、県のホームページ等で次のとおり公表することとします。

＜ホームページに掲載する項目：二次審査の審査結果表＞

審査項目 申請者	1 県民の平等な利用の確保	2 施設の効用の最大限の発揮	3 施設の効率的な管理	4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成	合計
〇〇社					
△△社					
□□社					
指定管理候補予定者：〇〇〇〇 (選定理由)					

- ・ 審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

C 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

選定した指定管理候補予定者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて、県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

2 協定の締結

・ 指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との協定を締結することとします。

・ 協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。

- ① 指定管理者が行う管理の業務の内容
- ② 指定管理者が行う管理の基準
- ③ 権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
- ④ 県が支払う指定管理料の支払方法等に関する事項
- ⑤ 利用料金に関する事項
- ⑥ 事業報告等に関する事項
- ⑦ 県と指定管理者の責任分担に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨ 指定期間満了時等における原状回復義務
- ⑩ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑪ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
- ⑫ 管理の業務に関する情報公開に関する事項
- ⑬ 指定管理者の名称等の変更の届出
- ⑭ その他必要と認める事項

D その他

1 スケジュール

時 期	内 容
8月1日（金）	募集要項等の公表
8月1日（金）～8月15日（金）	募集要項の配布
8月20日（水）	現地説明会の開催
8月21日（木）	説明会の開催
8月25日（月）～8月29日（金）	質問の受付
9月5日（金）	質問への回答
9月25日（木）～10月2日（木）	申請書受付期間
10月中旬	二次審査の開催案内（一次審査が行われた場合には、一次審査結果の通知）
10月中下旬	二次審査（プレゼンテーション）
11月上旬	指定管理候補予定者の選定（二次審査結果発表）
11月上旬	指定管理候補予定者との協議
11月議会	指定管理者指定の議決
	指定管理者の指定
	指定管理者との協定書の締結
令和8年4月1日	指定管理者による公の施設の管理開始

2 その他留意事項

- （1）指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- （2）指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営に当たっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

3 配布資料

- （1）富山県五福公園指定管理者募集要項
- （2）富山県五福公園指定管理者業務仕様書
- （3）富山県五福公園維持管理業務基準書
- （4）施設一覧表、備品一覧表及び図面集
- （5）申請様式一式（県立都市公園共通様式）
- （6）公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領

（問い合わせ先）

富山県土木部都市計画業務係、公園緑地係

【事務担当：荒引（業務係）、入部（公園緑地係）】

T E L : 076-444-8919（業務係）

076-444-3348（公園緑地係）

F A X : 076-444-4422

E-Mail : atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp